基本法制定し

多様性認める社会を

山脇啓造 明治大学教授 に聞く

多文化共生社会の形成に向けて

「日本の活力を維持していくためには…多くの外国人が普通に、快適に日本で暮らせる総合的な環境を作ることが不可避である」―故小渕首相の諮問機関「二十一世紀日本の構想」懇談会は二〇〇〇年一月にこう報告した。あれから四年余り、「環境」はよくなっただろうか。多文化共生社会の形成に向けて積極的に活動している明治大学商学部教授の山脇啓造氏に聞いた。（文中敬称略）

―山脇さんは多文化共生へ向けて基本法制定の必要性を訴えています。どうして、そのような法律が必要なのですか。

山脇　現在、日本には多くの外国人が暮らしています。九〇年に百八万人だった外国人登録者数は、〇二年には百八十五万人を超え、最近は永住資格をとる方も急増しています。また、国際結婚や帰化によって、さまざまな民族的ルーツを持つ日本国民（民族的少数者）も増えています。

多文化共生社会とは、こういった国籍や民族の異なる人々が、互いの文化の違いを認め、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていく社会を指します。

一言で言えば、多様性を尊重する社会とも言えます。外国人や民族的少数者が、その文化的なアイデンティティを否定されることなく、社会へ参加することによって実現される、豊かで活力ある社会を創っていこうということです。

―まさに二十一世紀の大きな課題ですが、どうしたらそういう社会を実現することができますか。基本法の構想を含めて、お聞かせ下さい。

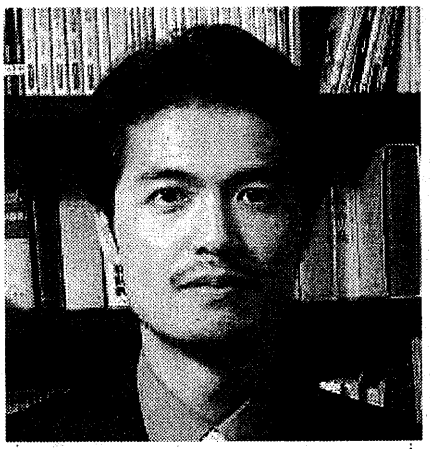

山脇啓造（やまわき・けいぞう）さん
明治大学商学部教授。コロンビア大学国際関係・公共政策大学院修了。国連開発計画職員、明治学院大学国際平和研究所研究員を経て現職。研究者とNPO関係者からなる「外国人との共生に関する基本法制研究会」代表として、2003年3月に『多文化共生社会基本法の提言』をまとめた。

山脇　日本に定住する外国人が増えているわけですけれども、実際には地域によって状況は大きく異なります。例えば、群馬県大泉町のように住民の15%が外国人というところもあれば、1%にも満たない地域もたくさんあります。

また、ブラジル人が全国で一番多く住んでいる静岡県浜松市のようなところもあれば、戦前から朝鮮半島出身者が集住している大阪市のような地域もあります。

このような現状からわかるように、多文化共生をめぐる課題は地域差が大きいといえます。

外国人を実際に受け入れているのは地域社会です。その地域社会で多文化共生の実をあげていくためには、地方自治体はもちろんNPO、町内会・自治会、学校などが外国人受け入れの理念を共有して、一体となって取り組んでいかなければなりません。

基本法は、そうした地域社会の取り組みを国が支援し、多文化共生を総合的かつ計画的に推進していくための法律です。すなわち、多文化共生の推進に関する基本理念を定め、国、自治体および市民の責務を明らかにし、施策の推進体制を定めます。

―基本法制定の見通しはどうですか。まだ時間がかかりますか。

山脇　日本政府は戦後長い間、人口過密や「単一民族国家」であることを理由に、外国人をなるべく受け入れない政策をとってきました。ところが最初に述べたように、ここ十年余りの間に外国出身者が大きく増え、定住化も急速に進んできました。にもかかわらず、政府の関心は依然低く、その対応は泥縄式です。対策あって、政策なしというのが現実です。関係省庁はバラバラに対策を講じているだけで、国として総合的な政策は打ち出せていません。

二十一世紀前半の日本は、世界最速のペースで少子高齢化と人口減少が進み、外国出身者のさらなる増加と定住化が予想されています。そのような変化を考えると、日本社会の民族的均質性を前提にしたこれまでのシステムは、明らかに限界にきているといえるでしょう。そこで、多文化共生を推進する基本法を制定して、新しい社会を構築していく必要があると思います。（中山）

◇基本法の主な内容

第一に、多文化共生の推進に関する基本理念を定め、行政施策の企画立案や法律案の作成にあたっての指針を示す。基本理念は、人権尊重、社会参加、国際協調の三つ。

第二に、多文化共生の推進主体である国、地方自治体および市民のそれぞれの役割、責任の所在と範囲を明確にする。

第三に、多文化共生基本計画（仮称）を国や都道府県に義務づける。

第四に、国の推進体制を定める。

具体的には、内閣府に多文化共生推進会議（仮称、以下会議）と多文化共生局（仮称）を設置する。会議は基本計画の原案策定などを行う。

多文化共生局は、会議の事務局としての機能も担いつつ、多文化共生の推進に関する企画立案、総合調整を行い、施策を推進する。